

麻薬及び向精神薬取締法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県規則第四十九号

##### 麻薬及び向精神薬取締法施行細則等の一部を改正する規則

(麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正)

第一条 麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和二十八年広島県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二の表麻薬卸売業者の項中「医薬品一般販売業」を「医薬品の卸売販売業」に、「店舗」を「薬局又は営業所」に改める。

第一条の三の表中「店舗」を「薬局又は営業所」に改める。

第六条の三の表中「店舗」を「薬局又は営業所」に改める。

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第七十三号(三)中「及び第二十七条」を削り、同号(四)から同号(五)までを次のように改める。

- (四) 第十三条第五項の規定による書面調査又は実地調査
- (五) 第十三条第六項の規定による製造業の許可の区分の変更又は追加の許可
- (六) 第十四条第一項の規定による医薬品等の製造販売の承認(薬局製造販売業者に限る。)
- (七) 第十四条第九項の規定による医薬品等の製造販売の変更承認(薬局製造業者に限る。)
- (八) 第十四条第十項の規定による医薬品等の製造販売承認事項の軽微な変更の届出の受付(薬局製業者に限る。)
- (九) 第十四条の九第一項の規定による製造販売の届出の受付(薬局製造販売業者に限る。)
- (十) 第十四条の九第二項の規定による製造販売の変更の届出の受付(薬局製造販売業者及び薬局製業者に限る。)
- (十一) 第二十四条第二項の規定による医薬品の販売業の許可の更新(配置販売業に係るものを除く。)
- (十二) 第二十六条第一項の規定による店舗販売業の許可
- (十三) 第二十八条第三項ただし書の規定による店舗販売業の店舗管理者に係る許可
- (十四) 第三十四条第一項の規定による卸売販売業の許可



七十五の三 薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- (一) 附則第四条第一項及び第二項の規定による週当たり勤務時間数の届出の受付
- (二) 附則第四条第三項の規定による週当たり勤務時間数の変更の届出の受付
- (三) 附則第十条の規定による既存一般販売業者の店舗管理者の届出の受付
- (四) 附則第十一条の規定による既存薬種商等の店舗管理者の届出の受付
- (五) 附則第十六条の規定による薬事法施行規則の一部を改正する省令による改正前の薬事法施行規則第四百四十四条の規定による販売先等の変更等の届出の受付

- (六) 附則第十七条の規定によるみなし卸売業者の営業所管理者の届出の受付
- (七) 附則第四十二条の規定による郵便等販売の届書の受付

第十四条第九号(二)中「第二十四条第一項の規定による医薬品の販売業の許可及び同条第二項の規定による」を「第二十四条第二項の規定による医薬品の販売業の」に改め、同号(三)中「一般販売業」を「店舗販売業」に改め、同号(四)から同号(八)までを次のように改める。

- (四) 第二十八条第三項ただし書の規定による店舗販売業の店舗管理者に係る許可
- (五) 第三十四条第一項の規定による卸売販売業の許可
- (六) 第三十五条第三項ただし書の規定による卸売販売業の営業所管理者に係る許可
- (七) 第三十九条第一項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可
- (八) 第三十九条第四項の規定による高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可の更新

第十四条第九号(五)を次のように改める。

(五) 第七十二条の二第一項の規定による業務体制の整備命令  
第十四条第九号(五)中「一般販売業に係る管理者」を「管理者等」に改め、同号に次のように加える。

(五) 第八十三条の二の二第一項の規定による店舗販売業の許可  
第十四条第十号中「係るものに限る。」の下に「次号において同じ。」を加え、同号に次のように加える。

(五) 第四十八条の規定による許可台帳の作成

第十四条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令附則第三条又は第四条の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の薬事法施行令に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- (一) 第四十四条第一項及び第二項の規定による許可証の交付
- (二) 第四十五条第一項の規定による許可証の書換え交付
- (三) 第四十六条第一項の規定による許可証の再交付
- (四) 第四十六条第三項の規定による許可証の返納の受付
- (五) 第四十七条の規定による許可証の返納の受付

